

## 神戸市立六甲山小学校いじめ防止等のための基本的な方針

### 《はじめに》

神戸市立六甲山小学校は、「いじめは・どの学校でも・どの学年にも・どの学級にも・どの児童にも起こりうる」という基本認識に立ち、教職員・保護者・地域が一体となって、いじめの問題に取り組むよう、「いじめ防止対策推進法」第13条の規定に基づき、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、基本的な方針（以下「六甲山小学校基本方針」という）を策定する。

平成26年3月 神戸市立六甲山小学校

平成30年6月15日改訂

### 《いじめとは（定義）》

いじめとは、本校に在籍する児童に対して、当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

- ① 一定の人間関係にあり⇒同じクラス、同じ登校班、などの人的関係
- ② 心理的又は物理的な影響を与える行為⇒暴力・からかい・無視・中傷など意図せずに相手側に感じさせる場合も含む。
- ③ 心身の苦痛を感じる⇒行為を受けた児童の立場に立って判断する。

### ○いじめの基本認識

- ・ いじめは、どの子供にも、どの学校にも起こりうるものである。
- ・ いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ・ いじめは、大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ・ いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は、間違っている。
- ・ いじめは、その行為の態様により、暴行・恐喝・強要などの刑罰法規に抵触する。
- ・ いじめは、教職員の児童観や、指導のあり方が問われる問題である。
- ・ いじめは、家庭教育の在り方に大きなかかわりを持っている。
- ・ いじめは、学校・家庭・地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組む問題である。

### 《本校の教育》

本校の学校教育目標は、『仲良く遊び 共に学び 進んで行動する子』である。

この教育努力目標をもとに、4つの『教育努力目標』（次ページ参照）を設定し、日々の教育活動に取り組んでいる。

## ○教職員の姿勢

- ・ 児童が、自分の居場所を感じられるような学級経営に勤め、信頼関係作りに努める。
- ・ 分かる授業、一人ひとりの児童が活動できる活動・行事等を通じて、児童の自己有用感を高める。
- ・ 児童・教職員の人権感覚を高める。
- ・ いじめの兆候を見逃さないようにアンテナを高く保ち、積極的に児童の情報を交換して、情報の共有に努める。
- ・ 児童の表情や、行動の変化に気を配り、いじめが疑われる段階から対応する。
- ・ 「いじめは決して許さない。」という姿勢を様々な場面で、児童に伝える。
- ・ 問題を一人で抱え込まず、全職員・管理職に報告し、組織的に対応する。
- ・ 保護者や地域の方々からの情報を受け入れる姿勢を大切にする。

## ○教職員の意識と責務

### 《意識》

- ・ いじめの未然防止に向けて「いじめは人権を侵害する決して許されない行為である」ことを児童にしっかりと伝え、人権教育の充実や規範意識の醸成に努めます。
- ・ 「いじめはどの子にも、どの学校でもおこりうる」「いじめは人間の命に関わる問題である」という認識をもち指導にあたります。
- ・ 「暴力を伴わないいじめ」でも、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで生命又は身体に重大な危険を生じさせることも理解し、対応します。
- ・ 児童一人一人を大切にする意識や日常的な態度が非常に重要であること、教職員の言動が児童に大きな影響をもつことを十分認識して、日々の教育活動を継続します。

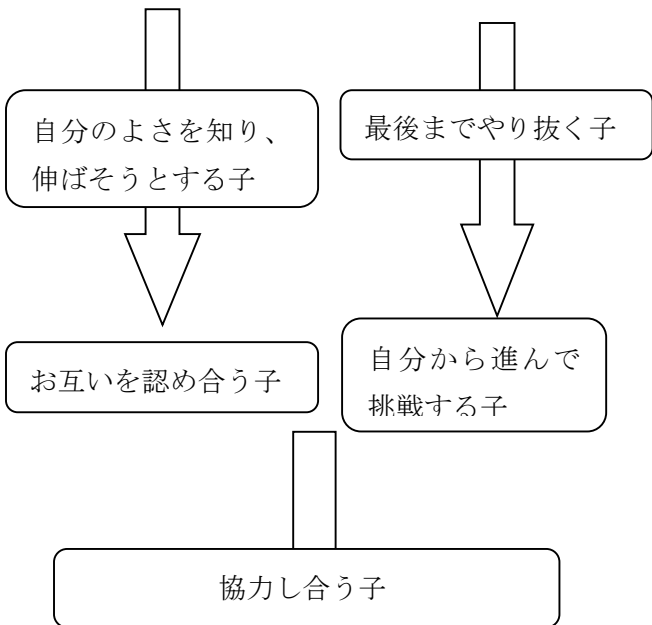
### 《責務》

- ・ すべての児童がいじめ等のない環境において、安心して学習その他の活動ができるようにするため、保護者や地域との連携を図り、いじめ防止と早期発見に努めます。
- ・ 児童がいじめを受けていると思われるときは、校内いじめ問題対策委員会で情報を共有し、適切かつ迅速に指導及び支援を行います。

自分や友だちのよさを知り、  
自信をもって行動できる子

【人のよさ】

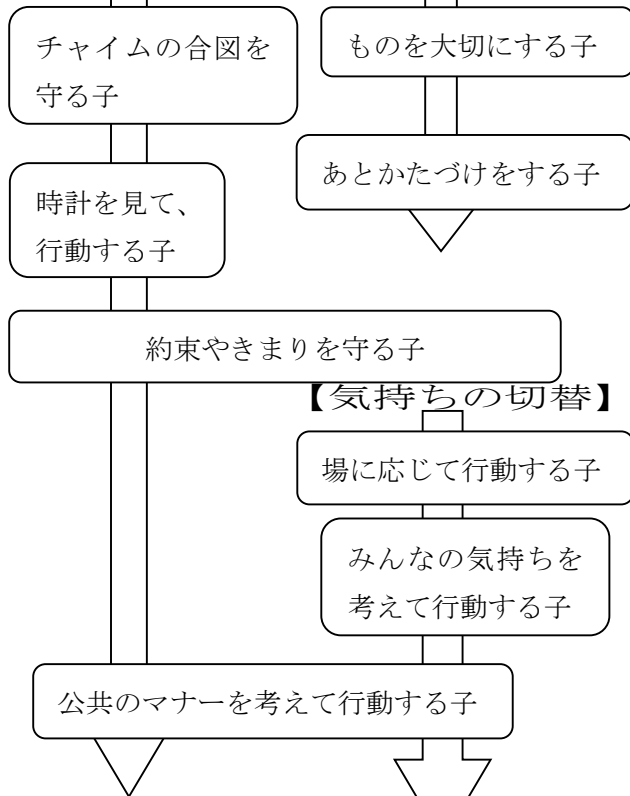
【自尊心】



けじめのある暮らしができる子

【時間】

【ルール】

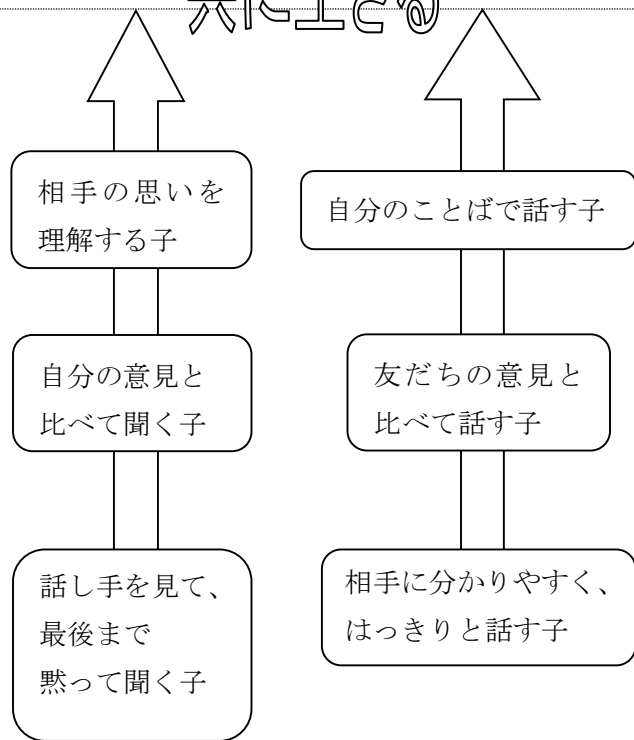


【気持ちの切替】

テーマ

共に生きる

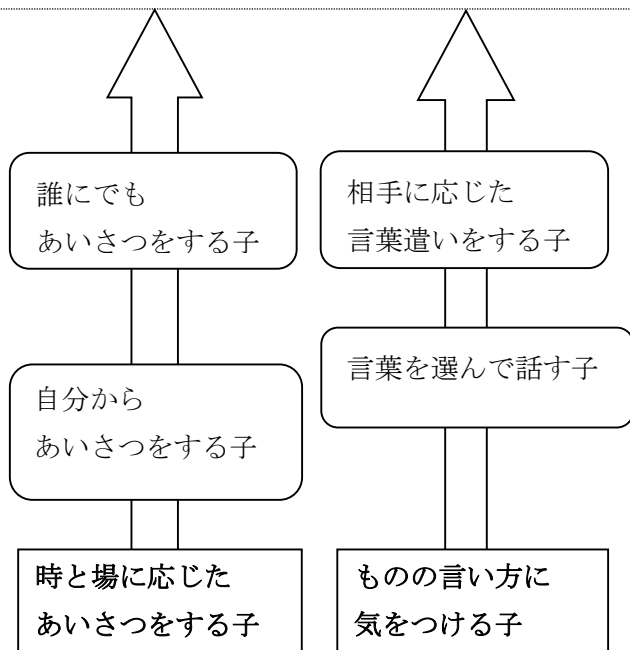
(自立・共生・コミュニケーション)



【聞く】

【話す】

人の話を聞き、自分の考えを話す子



【あいさつ】

【言葉遣い】

あいさつのできる子

## 《校内いじめ対策委員会》

### (1) 校内いじめ問題対策委員会の設置

隔週実施されるミーティングや定例の職員会議の後、「いじめ問題対策委員会」を開き、各学年の子供たちの様子などを情報交換し、いじめの未然防止に努める。「全校生を全職員で見ていく。」の考えのもと、情報交換を元に、全職員が足並みをそろえて指導にあたるようにする。(構成員は、校長・教頭・各学年担任・養護教諭)

### (2) 校内いじめ問題対策委員会の役割

- ・ 本校におけるいじめ防止等への取り組みに関することや、相談内容の把握、児童・保護者へのいじめ防止の啓発を行う。
- ・ いじめの相談があった場合には、事実関係の把握、関係児童・保護者への対応等について協議する。なお、いじめに関する情報については、児童の個人情報の取り扱いに十分注意しながら、全職員で共有する。
- ・ いじめの問題に関する本校教職員の理解と実践力を高めるための研修を計画的に行う。
- ・ 本校のいじめ対策についての、取り組みの検証と改善を行う。

## 《いじめ未然防止・早期発見のための具体的方策》

### (1) 学期ごとのいじめアンケート

学期ごとに、全校生にいじめアンケートを実施し、いじめの把握に努める。

### (2) 学期ごとの生活・学習アンケート

学期毎に全校生に行っている。『学校は楽しいですか。』『友だちといて楽しいですか。』といった生活に関する質問や、『勉強はよくわかりますか。』などの学習に関するアンケートを行い、子供たちの学校生活・学習に対する意識を把握する。

### (3) 休み時間の運動場・教室観察

『のびのびタイム』(業間25分休憩)および昼休みには、職員が交代で運動場に出て、子供たちの様子を観察したり、校内を見回ったりして、子供たちの様子・実態を把握するようにする。

### (4) 登校時、下校時の校門での迎え・見送り、

登下校時ともに、全職員が校門で、子供たちを迎えたり送ったりする。子供たちの様子を多くの職員が目で見ることによって、子供たちの変化に気づくことができるよう努める。

### (5) 週1度、及び必要に応じてのケーブル同乗指導

週に1度、教職員が登校時のケーブルに同乗し、乗車マナーなどについて指導する。また、学校内で気になることがあった時なども、下校時のケーブルに同乗し、子供たちの様子を見るようにしている。

### (6) 低学年(1～3年)の一斉給食

本校は1～3年生が、毎日ランチルームと一緒に給食を食べるようにしている。そうすることで、異学年の交流を深めるとともに、1～3年の担任教師、及び養護教諭が子供たちに変った様子がないか見るようにしている。

## 《いじめの早期対応》

いじめの兆候に気づいたときには、問題を軽視することなく、早期に事実関係の把握を行う。

### (1) いじめの事実関係の把握

- ・ いじめられている児童や、保護者からの訴えや状況、気持ちを十分に聴き取り、不安を取り除き、共感的に受け止める。その際、最後まで守り抜くことを伝える。
- ・ 関係児童双方、周囲の児童から個々に事情を聴き取り、全教職員で情報を共有し、組織的に対応する。

### (2) いじめの指導

- ・ いじめた児童には、自らの言動が相手を傷つけたことや、いじめられる側の気持ちに気づかせる。
- ・ 関係児童の問題にとどめず、関係児童のプライバシーに十分注意した上で、学級（学年）及び学校の問題としてとらえ、再発防止を含め、解消を目指した取り組みを進める。
- ・ 児童、保護者には、適時、適切な方法で、経過や今後の指導方針、相談体制等を伝える。
- ・ 状況に応じて、教育委員会事務局、所轄警察署、少年サポートセンター等の関係機関と連携して、解決にあたる。
- ・ 指導後も、継続的に、関係児童と保護者に対しての支援を行う。

## 《特別な支援を必要とする児童への配慮》

本校は、特別支援学級はないが、通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童に対する、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に、特に配慮をする。

### ○ 常に教職員の目が行き届く、見守り体制づくり

～子供のいるところに教師の目が必ずあるように、全職員でカバーし合う～

### ○ 全職員での情報共有

～校内いじめ問題対策委員会での情報交換だけでなく、常日ごろから情報交換するよう心がける～

### ○ 保護者との連携

～日々の連絡を密にし、家庭での発言内容や表情及び行動の変化等についての情報を得る～

## 《インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめへの対応》

### (1) 未然防止

- ・ インターネットやソーシャルメディアの特殊性による危険性やトラブルについて、最新の情報を把握し、情報モラル教育を実施するとともに、児童・保護者・地域への啓発に努める。
- ・ パソコンや携帯電話、スマートフォンやゲーム機等の使用に関するマナーや、家庭でのルール作りについて、保護者に協力を依頼する。

### (2) 早期対応

- ・ 日頃から、インターネットやソーシャルメディアの監視に努める。
- ・ インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめを認知した場合は、書き込みや画像の削除等の迅速な対応を図るとともに、状況によっては、警察や法務局の関係機関と連携して、対応する。

### 《保護者・地域との連携》

- ・ P T A（保護者会）、ふれあい懇話会、青少年育成協議会灘支部等、保護者や地域と連携し、あいさつ運動、登下校時の見守り活動、いじめ防止キャンペーン等に取り組み、児童の様子を積極的に見守る。
- ・ P T A（保護者会）や地域の会合等で、学校のいじめ問題への取り組みについて、情報を発信する。

### 《家庭の役割と保護者の責務》

子供たちの豊かな人間性を育むためには、第一義的に責任を担う保護者が、家庭をやすらぎと安心を与える場にすることが大切である。さらに、保護者は日頃から子供たちの規範意識を養うため、いじめの問題等についても日常の生活体験を通じながら、決して許されるものではないということを丁寧に指導しなければならない。また、子供がいじめを受けた場合は、速やかに学校と協力し、子供をいじめから守らなければならない。いじめを行った場合についても、学校や関係保護者と協力し、解決に向けた努力をする必要がある。

### 《関係機関との連携》

学校の指導だけで、十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（兵庫県警察本部生活安全部少年育成課、神戸灘警察署、神戸中央少年サポートセンター、神戸こども家庭センター、神戸地方法務局）との連携、または、スクールカウンセラーやソーシャルスクールワーカー（S S W）との相談体制の充実が必要であり、平素から、関係機関と連携する体制を構築する。

### 《重大事態への対処》

#### （１） 重大事態の報告と調査

- ・ 重大事態が発生した場合は、直ちに教育委員会事務局に報告する。
- ・ 教育委員会事務局の指示のもと、第三者からなる組織を設け、調査する。

#### （２） 調査結果の報告

- ・ 重大事態が発生したことを真摯に受け止め、事実関係を把握し、調査委員会に速やかに報告する。
- ・ いじめを受けた児童や、その保護者に対して、説明責任があることを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童や、その保護者に対して適時、適切な方法で説明する。

### 《その他》

本校は、校内いじめ問題対策委員会によって、適宜「六甲山小学校基本方針」を見直し、必要があると認められるときは、改訂する。